**〇使用規則**

【使用時間】

◎午前９時から午後１０時まで

【使用制限】

◎公の秩序・風俗を乱すおそれのある行為や他人へ危害・迷惑をかける行為。

◎広場内・附属設備等の損傷・汚損のおそれがある行為。

◎火災・爆発など危険を生ずるおそれのある行為。

◎許可なくはり紙・ポスター等の掲示、広場内への車両乗入等の行為。

◎その他広場の管理上支障があると認める行為。

【留意事項】

◎許可された使用時間を遵守すること。

◎山車会館の開館中（午前９時から午後５時）は、山車会館入館者の入場を妨げないように、導線を必ず確保すること。

◎調理を行う場合は必ず足元を養生（特に油汚れ防止）すること（提供場所を含む）。

◎火気使用の際は、消防署に必ず届け出を行い、消火器を設置すること。

◎危険物品(発電機等)持込みの際、燃料の使用法等法令を遵守し、安全に十分留意し使用すること。(ボンベは転倒防止処置を行い、危険物品から2ｍ以上離すこと。発電機はディーゼル以外使用禁止とし、運転中の給油は行わないこと。)

◎イベント開催中は、誘導員などスタッフを配置すること。

◎テントを建てる場合は、脚に重り等を設置し、転倒防止策をとること。

◎天候状態や施設の不具合等により、施設管理者から施設使用の全て又は一部の中断・中止を求める場合があるので、応じること。

◎使用期間中(設営、撤去時を含む)の事故及び物品・設置物等の盗難・破損等に関して、市は一切の責任を負わない。必要に応じて使用者が保険等に加入すること。

◎電気料金は、使用者が栃木市観光協会へ１日一律１，０００円を支払うこと。

◎電源を仮設する場合には、事前に相談すること。

◎水道の利用は、使用者が栃木市上下水道局企業経営課に臨時開栓手続きをすること。

◎使用期間中は問い合わせに対する窓口を設置し、近隣等からのクレームや第三者とのトラブル等が発生した場合は、使用者の責任及び負担において対応・解決すること。また、その応対内容を報告すること。

◎事前の打合せ、設営や撤去、イベント時の使用方法(音量の調整等)を遵守すること。

【音・光の制限】

◎山車会館の上映を妨げるような大音量や振動を伴う過度な重低音、過度な光は使用　しないこと。（重低音を発するスピーカーやそれに準ずるものは使用できない。）

◎音響の使用は原則午前１０時から午後９時までとする。

ただし、リハーサル（音のチェック等）は午前９時から可とする。

◎演奏中に苦情があった場合は、音量を下げるまたは曲目等を変更するなど対応すること。改善されない場合には演奏を中止させる場合がある。

【美術館前トイレの使用】

◎トイレは、美術館前トイレを使用すること。（山車会館内のトイレは入館者のみ）

◎使用者は、トイレットペーパーの補充や定期的な清掃を行い、清潔に保つこと。

◎美術館の休館日及び開館時間以外は利用することができない。

　（美術館開館時間　午前９時～午後５時）

◎多くの集客が見込まれる場合には、使用者が仮設トイレを設置すること。

【施設備品等の管理・原状回復義務】

◎テーブル使用の際、汚れが予想される場合はテーブルクロス等を使用すること。また、広場が汚れないようにシート等を敷くこと。

◎許可を受けていない備品は使用しないこと。

◎施設内においては養生テープを使用し、ガムテープは使用しないこと。

◎イベント開催時は、ゴミ箱等を設置し、ゴミ等は使用者が処分すること。

◎使用終了後は原状回復・清掃をし、市観光振興課の点検を受けること。

◎施設・附属設備等の使用の際は、損傷・汚損・紛失のないように注意すること。

損害が生じた場合は弁償すること。また、使用者が損害弁償しない場合は、市が代行しその費用及び、弁償しないことによって生じた損害の賠償を使用者へ請求する。

◎美術館前には、イベント設備の設置や駐車を絶対にしないこと。

【その他】

◎使用日の1週間前までに山車会館の近隣（別紙２）にイベントの告知を行うこと。

◎使用規則をイベント関係者に周知し、使用規則を遵守させること。

◎使用料は、使用許可日から１ヶ月以内に管理者が発行する納付書により納付すること。

◎既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

◎使用者が指示に従わない、改善及び解消が認められない等と判断した場合には、イベントを中止し、次回より使用を断る場合がある。

◎イベントが中止又は延期となった場合等、使用者及びその関係業者や来場者に損害が生じる場合があっても、市はその責任を負わない。

◎その他、必要な事項については栃木市行政財産使用料条例に基づき処理する。